【質問1】保険証の新規発行が禁止になるとどうなるの?

健康保険証が2024年12月2日から新規発行禁止になると聞きました。12月1日以前に発行した保険証を持っている人は返却しなくてはならないのですか?

【回答1】

おっしゃる通り 2024 年 12 月 2 日以降に健康保険組合に加入する人については、健康保険証の新規発行を行いません。原則としてマイナンバーカード(マイナ保険証)を使用していただくことになります。しかし、2024 年 12 月 1 日以前に発行した保険証をお持ちの方は、1 年間の猶予措置として2025 年 12 月 1 日までは、従来通り医療機関に提示することで保険診療を受けることが可能です。従って現在、健康保険証をお持ちの方は返却する必要はありません。

【質問2】マイナンバーカードを持っていない私はどうすればいいの?

私は2024年12月2日に健康保険の資格を取得しました。しかし、マイナンバーカードを 未だ取得していません。どうすればよいでしょうか?

【回答2】

2024年12月2日以降に健康保険の資格を取得された方については、健康保険証を発行することができませんので、原則としてマイナンバーカードを医療機関に提示して保険医療を受けて頂くことになります。しかしマイナンバーカードを未だ取得していない被保険者(及び被扶養者)については、「資格確認書」を発行いたします。「資格確認書」を保険証と同様に医療機関に提示することで保険診療を受けることが可能となります。「資格確認書」が必要な場合は、「資格確認書交付申請書」を提出していただくことになります。



【質問3】マイナンバーカードの健康保険証登録をしていない場合は使えないの?

私はマイナンバーカードを持っています。しかし、スマートフォンやパソコンを持っていないのでマイナカードの保険証利用登録を未だに行っていません。利用登録をしないとマイナ保険証にはならないと聞いています。どうしたらよいでしょうか?

【回答3】

マイナカードをお持ちでも保険証の利用登録が未だお済でない方は、「マイナ保険証」として医療機関で利用することができません。その場合は【回答2】と同様に「資格確認書 交付申請書」を提出していただき、「資格確認書」を発行することになります。

またスマートフォンや I Cリーダー付きのパソコンをお持ちの方は、マイナンバーカードを取得された際には速やかに保険証の利用登録を行っていただきますようお願いいたします。

【質問4】「資格確認書」は交付申請書を出せば発行してもらえるの?

「資格確認書」をぜひ欲しいのですが、「資格確認書交付申請書」を提出すれば、誰でも必ず資格確認書を貰うことができるのでしょうか?

【回答4】

もちろん、「交付申請書」を提出した方はどなたでも「資格確認書」を受け取れるということではございません。「資格確認書」の交付対象者は以下のいずれかに該当する人となっております。

- ①マイナンバーカードを保有していない被保険者および被扶養者。
- ②マイナンバーカードを保有していても保険証利用登録が完了していない被保険者及 び被扶養者

また上記の①と②のいずれかに該当される方であっても、「2024年12月1日以前に健康保険に加入し、現在も健康保険証を持っている被保険者および被扶養者」については、2025年12月1日までは資格確認書の交付申請をご遠慮いただいております。(マイナカードを保有せず)健康保険証をお持ちの方は、2025年12月1日までは保険証をご利用下さい。 ※詳しくは「資格確認書 交付申請書」の裏面の説明をご参照ください。

【質問5】「資格確認書交付申請書」の質問に全部答えないとダメなの?

「交付申請書」を見てみましたが、細かい質問がありました。これに記入しないと資格確認書を発行してもらえないのでしょうか?

【回答5】

交付申請書を提出していただくと、当健保組合で交付申請者のマイナカード保有状況等の確認作業を行います。従ってその確認作業のために、必ず申請書の質問にはお答えいただくようにお願いします。

【質問6】「資格確認書交付申請書」を提出して、どれくらいで発行してもらえるの?

「資格確認書交付申請書」を提出して、どれくらいの期間で「資格確認書」を発行してもらえるのでしょうか?

【回答6】

交付申請書を提出していただくと、当健保組合で交付申請者のマイナカード保有状況等の確認作業を行います。その作業に若干の期間(1週間~10日程度)を要します。従いまして「資格確認書」をご希望の方はなるべくお早めに申請書をご提出くださいますようお願い申し上げます。

【質問7】私はマイナカード非保有者だけど、健康保険証も紛失してしまいました。どうした ら良いでしょうか?

私は 2024 年 12 月 1 日以前に加入して健康保険証も持っていました。でもマイナンバーカードを持っていません。2025 年中に健康保険証を失ってしまいました。保険証の新規発行が禁止されているので、再発行をしてもらえません。資格確認書を申請してもいいでしょうか?

【回答7】

2024年12月1日以前に発行された健康保険証を持っていた人がマイナンバー非保有者であったときに、2025年12月1日以前に健康保険証を紛失したケースがあったとします。この場合、該当者のかたは「健康保険証もなく、マイナカードもないので保険医療が受けられない」という状態に陥ってしまいます。従って、この場合は大至急「資格確認書交付申請書」と「(健康保険証)証滅失届」を健保組合へ提出して、資格確認書の交付を受けて下さい。

【質問8】資格確認書には有効期限があるの?

資格確認書は発行後、ずっと使えるのでしょうか?有効期限があるのでしょうか?有効期限がきたら、また「交付申請書」を提出しなければならないのでしょうか?

【回答8】

「資格確認書」には有効期限があります。発行対象者によって有効期間に若干の違いがあります。詳しくは下記をご覧ください。

- ①新生児については原則として<u>生年月日から3ヶ月を経過する日が属する月の月末</u>日までを有効期限とする。
- ②新生児以外の交付対象者(令和6年12月2日以降に加入した場合に限る)は、原則として取得日または被扶養者認定日から1年6ヶ月を経過する日が属する月末日までを有効期限とする。※但し75歳誕生日まで1年6ヶ月未満の該当者を除く。

有効期限が到来すると、その資格確認書は使用できなくなります。引き続き資格確認書の使用をご希望の場合は前もって「資格確認書交付申請書」をご提出ください。

【質問9】退職するけど、資格確認書を必ず返却しなくてはならないの?

まもなく私は退職する予定ですが、資格確認書(家族の分も含めて)を必ず返却しなくてはならないのでしょうか?

【回答9】

資格確認書の<u>有効期限が切れる前に退職(または健康保険資格喪失する)する場合は、</u> <u>必ず資格確認書を返却してください。</u>ただし有効期限の切れた資格確認書については返却 不要です。

【質問10】資格確認書をコピーして使用してもいいの?

旅行へ行くので、資格確認書をコピーして持っていくことにしました。このコピーを病院 窓口へ提示すれば使えるのでしょうか?

【回答10】

資格確認書をコピーしたものを医療機関で使用することはできません。

【質問11】マイナカードを持ってないけど高齢受給者証や限度額証はもらえないの?

私はマイナカードを持っていないので資格確認書を申請するつもりですが、70歳以上の加入者が対象の高齢受給者証を発行してもらえるのでしょうか?また70歳未満の家族についても、マイナカードを持っていない場合は限度額証を発行してもらえるのでしょうか?

【回答11】

資格確認書の交付対象者で70歳以上の加入者(被保険者及び被扶養者)については、高齢受給者証を発行いたします(現在も高齢受給者証をお持ちの場合は、有効期限まで引き続き使用可能です)。

同様に70歳未満の加入者に対しても必要に応じて、限度額適用認定証を発行することになります。ただし高齢受給者証には申請は不要(高齢証を滅失した時を除いて)ですが、限度額証の発行には限度額適用認定証申請書が必要です。

【質問12】マイナカードを持っていたら高齢受給証や限度額証は不要なの?

マイナカードを持っていて利用登録も完了している私は、70歳になっても高齢受給者証を不要ということでよろしいですか?また70歳未満の被扶養者である私の妻も同様に、高額医療が必要な時の限度額証は不要ということでよろしいでしょうか?

【回答12】

その通りです。マイナ保険証を利用可能な方については、(医療機関で受診者の負担区分を確認できるので)高齢受給者証や限度額適用認定証は不要になります。

以上